

仲 裁 判 断 の 骨 子

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

JSAA-AP-2021-006

申立人 X
申立人代理人 弁護士 神谷 宗之介

被申立人 公益社団法人日本馬術連盟（Y）
被申立人代理人 弁護士 八木 由里

主文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- （１） 申立人の請求を棄却する。
- （２） 仲裁申立料金５万５０００円は、申立人の負担とする。

理由の骨子

- １． 本件は、馬術の国内競技団体である被申立人が、２０２１年１０月１４日に発表した、「第１９回アジア競技大会（２０２２／中国杭州）総合馬術競技代表人馬選考について〈大会期日：２０２２年９月１０日～９月２５日〉」の代表選考基準（以下「本件選考基準」という。）の決定（以下「本件決定」という。）の取消しが求められている事案である。
- ２． 申立人は、２０１９年よりヨーロッパA国に拠点を置き活動する総合馬術競技の競技者であり、被申立人は、日本国内における馬術競技を統括する公益社団法人である。

3. 本件選考基準では、2022年4月及び5月に日本国内において選考競技会を開催することとし、選考を希望する人馬はその両方の競技会に出場することが求められている。そして、この2回開催される日本国内での選考競技会の両方に出場した各人馬コンビの順位を合計したものを順位点とし、順位点の小さい人馬コンビから序列をつけ上位から選考することとされている。なお、選考定数内に同数値の人馬コンビが複数存在する場合は監督が最終的に決定することとされている。

4. 本件のように国内競技団体が行った決定の取消しが求められた事案について、日本スポーツ仲裁機構における過去の仲裁判断では、「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営に一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は、国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができると解すべきである」との判断基準が示されている。

本件スポーツ仲裁パネルもこの基準が妥当であると考えることから、本件においては、上記判断基準に基づき判断する。

5. 申立人は、本件決定が取り消されるべき理由として、(1)本件決定が著しく合理性を欠くこと、(2)本件決定に至る手続に瑕疵があることを挙げる。

そして、その根拠として、(1)については、ア)海外選考競技会を除外する方針は、被申立人における過去のアジア競技大会（以下「アジア大会」という。）の代表選考基準と異なること、イ)馬術3種競技（馬場馬術競技、障害馬術競技、総合馬術

競技をいう。)のうち、総合馬術競技のみ異なる基準を用いる合理的理由がないこと、ウ)海外の人馬が日本国内の競技に参加することは事実上不可能であること、を主張し、(2)については、本件決定に至る手続に瑕疵があるとして、ア)総合馬術本部の決議を経ずに本件選考基準が定められていること、イ)総合馬術本部の決定に一部の委員の利害関係が影響していること等を主張する。

6. 他方、被申立人は、(1)については、ア)国際大会の代表選考基準は大会毎に現状で最善であると考えられる基準が作成されており、過去の代表選考基準が原則として踏襲されるものでもなく、被申立人がそのようにアナウンスした事実もない、イ)馬術3種競技においても各種目によって競技内容も選手の活動拠点の分布も異なるものであり、各種目の代表選考基準を比較すること自体が無意味である、ウ)馬を国内に輸送して日本国内の競技に参加することは可能であり、被申立人は馬輸送の手続に必要な期間を考慮して前もって本件選考基準の概略を公表した、エ)アジア大会を目指す選手のための国内競技馬の貸付制度を設けた、と反論し、(2)については、ア)国際大会の代表選考基準は被申立人における理事会の決定事項であり、本件選考基準及び概略については、理事会において決議・承認されたものである、イ)総合馬術本部の決定に一部の委員の利害関係が影響している事実はない、と反論する。

7. 本仲裁パネルは、以下のとおり判断する。

(1) 本件決定が著しく合理性を欠くか否かについて

ア. 過去のアジア大会の代表選考基準と異なる点について

確かに、本件決定は、過去のアジア大会の代表選考基準と異なり、国内選考競技会により代表選考を行うこととなっている(甲1)。この点、代表選考基準を策定するに当たっては、代表選手を派遣する大会の性質やレベル(世界選手権なのか、特定地域の大会なのか、シニアなのか、ユースなのかなど)や、国際大会のスケジュー

ール、当該大会についての競技団体における位置付けなどを踏まえ、派遣する大会毎に定められるべきものといえる。したがって、過去の代表選考基準と同一のものである必然性はなく、過去の代表選考基準と異なることをもって、当該代表選考基準が著しく合理性を欠くことにはならない。

また、被申立人は、本件決定において国内選考競技会により代表選考を行うこととなった理由について、海外の一般競技会の成績を選考において考慮するとした場合、万が一、当該競技会が新型コロナウイルスや馬ヘルペスの流行などで中止されたときの対応が難しく、選考方法自体の変更が必要になるなど深刻な混乱を避けるためであり、国内で実施する選考競技会であれば、臨機応変に無観客で行ったり、日程をずらして行ったりするなどの対応が可能になることから、現状で最善であると考えたと述べる。実際、2020年から2021年にかけて、世界的な新型コロナウイルスの蔓延により、各国の競技会の中止が相次いだ事情や、2021年3月に実施予定であったヨーロッパでの馬術競技大会がすべてキャンセルされた（乙16）事情に鑑みると、本件決定の概要（甲4）策定時である2021年6月頃においても、未だ新型コロナウイルスが収束しておらず先の見通せない状況にあっては、被申立人が述べる本件決定において国内選考競技会により代表選考を行うこととなった上記理由は合理性を有するものであるといえるし、本件決定時である2021年10月頃においても上記被申立人の理由は合理性を有するといえる。

以上のとおり、本件決定が、過去のアジア大会の代表選考基準と異なることは著しく合理性を欠くとはいえない。

イ. 馬術3種競技のうち総合馬術競技のみ異なる代表選手選考基準を用いている点について

同じ馬術競技であっても、種目が違えば代表選考基準は異なることも有り得ることである。実際に、総合馬術競技は、自然の地形を利用して作るクロスカントリーコースが含まれており、競技会場が異なればコースも障害も全く異なったものにな

る（乙7）。したがって、競技会場によって成績の基礎となる条件が異なるため、別の競技会の成績を単純に比較するわけにはいかない。他方で、馬場馬術競技は、すべての選手が同一の運動課目を演技することから、国内と海外で別の選考競技会を行ったとしても、成績上の数字（順位）を比較することは可能である（乙7）。このような理由の下で、馬術3種競技の代表選考基準が定められているのであって、各馬術の種目の代表選考基準の差異には合理的な理由があるといえる。

したがって、馬術3種競技で総合馬術競技のみ異なる代表選手選考基準を用いていることは、著しく合理性を欠くとはいえない。

ウ．海外の人馬が日本国内の競技に参加することが事実上不可能であるとする点について

（ア）日本国内へ馬を輸送することによる著しいトレーニング不足や準備不足について

申立人は、ヨーロッパに拠点を置いているところ、ヨーロッパから日本へ馬を輸送すると、10日間の空港検疫と3か月間の着地検査が必要であり、その間は競技会やトレーニング施設に行くことはできず著しくトレーニング不足になると述べる。しかし、3か月の着地検査を山梨県馬術競技場など、クロスカントリーコースもある場所で行えば、トレーニングを行うことは可能であることから（乙7）、ヨーロッパから日本へ馬を輸送することによる著しいトレーニング不足は生じないと考えられる。

また、申立人は、本件決定の概要（甲4）が発表され国内選考競技会のみで代表選考が実施されることを知った段階で馬を輸送したとしても、国内選考競技会に対して準備ができるスケジュールを組むことはできないと述べる。しかし、被申立人において行ったヨーロッパから日本への馬の輸送は2か月で行われていることや、仮に申立人が述べるとおり、2021年6月から準備を行って同年9月に輸送し、日本国内到着後検疫が明けるのが12月であったとしても、その後3か月間は着地

検査に要するものの上記のとおり山梨県馬術競技場などにおいて着地検査を行えばトレーニングも可能であることからすると、申立人において国内選考競技会に対して準備ができるスケジュールを組むことができないとはいえない。なお、選考競技会前に一般競技会に出場することが限られる点について、ヨーロッパも日本も競技会のシーズンは3月から10月下旬又は11月初旬であるところ、本件決定で予定されている国内選考競技会は4月であり、そうすると、選考競技会前にはほとんど競技会が実施されないことになるが、これはヨーロッパも日本もほぼ同様であることから、国内を拠点とする選手に比べて海外を拠点とする選手が著しく不利な立場にあるとはいえない。

(イ) 輸送費等の負担について

申立人は、ヨーロッパから日本へ馬を輸送するには往復で750万円以上の輸送費がかかることや、施設に馬を滞在させるには3か月間の厩舎代や申立人自身の滞在費が発生することから、海外の人馬が日本国内の競技会に参加することについて不公平があると主張する。確かに、馬の輸送費は高額であるため、申立人自身の馬を日本へ輸送して国内競技会に出場することは困難な点もあるといえる。この点、被申立人において、2022年アジア競技大会を目指す者を対象とした日本国内における総合馬術優良競技馬の貸付事業（甲7）を準備し、海外を拠点とする選手が国内選考競技会に参加することの支援策を講じており、馬の輸送費の負担軽減がなされている。なお、貸与された馬で競技会に出場することについて、被申立人において貸付事業が実施されていること（甲7）、それを前提に、ふだん乗り慣れた馬と貸与された馬の2頭で競技会に出場する選手もいること、申立人自身も、欧州における総合馬術優良競技馬の貸付事業（乙3）に申し込み、貸与された馬も含めて世界選手権を目指していること（乙4）からすると、貸与された馬での競技会への出場が、ふだん乗り慣れた馬での出場に比して著しく不利益であるとはいえない。

また、厩舎代は、トレーニングを行う施設に厩舎を所有していなければ馬術活動に通常かかる費用であるし、滞在費についても同様であり、海外を拠点とする選手

が著しく不利益を受けているとはいえない。

(ウ) まとめ

以上のとおり、海外の人馬が日本国内の競技会に参加することについて、著しく不利益があるとはいえない。したがって、海外を拠点に活動する選手が日本国内の競技会に参加することが事実上不可能とまではいえない。

エ. 小括

以上のとおり、本件決定は著しく合理性を欠くとはいえず、上記判断基準における取消事由②には該当しない。

(2) 本件決定に至る手続に瑕疵があるか否かについて

ア. 理事会の決議を経ていること

被申立人における国際大会の代表選考基準は「日馬連の業務執行の決定」として理事会の決定事項であると考えられる（甲13、定款31条1号）。

そして、本件選考基準は国際大会の代表選考基準であるところ、2021年6月24日に開催された被申立人理事会において代表選考基準の概略が決議され（乙8）、翌25日には公表されている（甲4）。さらに、同年10月14日に開催された被申立人理事会においては前記代表選考基準の概略に手続的事項等を加えた最終的な決議として本件決定がなされ（乙9）、同日中には公表されている（甲1）。

したがって、本件決定は被申立人における必要な手続を経しており、本件決定に至る手続に瑕疵があるとはいえない。

イ. 委員会及び競技本部における手続について

被申立人における委員会は理事会に対し意見具申する機関とされており（甲14、規約24条1項）、競技本部は競技会の運営並びに指導及び強化に関わる機関とされているが（甲14、規約23条1項）、代表選考基準の決定に関してこれらの機関の関与を必要とする規定は存在しない（乙1）。

仮に、過去にこれらの機関による意見具申や承認等が意思決定手続として踏襲さ

れてきたとしても、前述のようにこれらの機関の関与が必要であると定めた規定が存在しないこと、慣例が法的規範になっているような事情も窺われないこと、及び、実際には2021年4月10日の総合馬術本部会議において承認されていること（乙10）に鑑みれば、本件決定に至る手続に瑕疵があるとはいえない。

ウ. その他の主張

その他、申立人は、利害関係者が本件決定の手続に関与したこと等を主張するが、本件決定に至る手続に瑕疵があることを認めるに足りる具体的な主張立証はなされていない。

エ. 小括

したがって、本件決定に至る手続に瑕疵があるとはいえず、上記判断基準における取消事由③には該当しない。

8. 以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは主文のとおり判断する。

2022年1月14日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 高松政裕

仲裁人 安藤尚徳

仲裁人 萱野 唯

仲裁地：東京都